

公 募 公 告 【有償公募】

下記のとおり公告に付する。

記

- 1 公募に付する事項：国有財産の使用許可を受けて自動販売機の設置を希望する者
- 2 設 置 場 所：別紙「設置場所等一覧」のとおり。
- 3 使 用 許 可 期 間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで  
 なお、使用許可期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。
- 4 国有財産の使用許可：設置業者に決定された者は、国有財産の使用許可を得て、国有財産使用料を納付する。（電気料金は別途支払い）
- 5 募 集 業 者 数：別紙記載①～⑥ごとに 1 業者
- 6 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な使用許可条件の履行が確保される者であること。
  - (3) 国税及び地方税の未納がない者であること。
  - (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
  - (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
  - (11) 下記 7 の公募事項等説明を受けた者であること。
- 7 公募事項等説明の日時及び場所
  - (1) 日時：令和 5 年 11 月 6 日（月）から令和 5 年 12 月 5 日（火）までの  
 平日 8 時 30 分～12 時 15 分、13 時 00 分～17 時 15 分（随時説明）  
 （行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に規定される休日を除く。）  
 ※ただし、来庁予定日時の事前連絡を要する。
  - (2) 場所：〒801-8511 北九州市門司区西海岸 1-3-10  
 門司税関総務部会計課国有財産係（門司港湾合同庁舎 3 階）電話 050-3530-8325  
 ※別紙「設置場所等一覧」記載の説明場所においても説明を行う。
- 8 応募申込書等の提出
  - (1) 提出先 〒801-8511 北九州市門司区西海岸 1-3-10  
 門司税関総務部会計課国有財産係（門司港湾合同庁舎 3 階）
  - (2) 提出期限 令和 5 年 12 月 6 日（水）17 時 15 分まで
  - (3) 受付時間 平日 8 時 30 分～12 時 15 分、13 時 00 分～17 時 15 分  
 （行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に規定される休日を除く。）
  - (4) 提出方法 直接提出（郵送の場合は書留とする）。期限を過ぎた提出は無効とする。
- 9 価格提案書等の無効  
 本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の公募参加申請書は無効とする。

以上、公告する。

令和 5 年 11 月 6 日

門司税関長 末永 広

設置場所等一覧

設置場所

庁舎名		設置場所住所及び説明場所等	自販機種類	台数
①	門司港湾合同庁舎	【住所】 北九州市門司区西海岸 1 丁目 3-10	缶、ペットボトル飲料 紙コップ飲料 食品	2 台 1 台 1 台
②	北九州地区国際貨物検査センター	【住所】 北九州市門司区太刀浦海岸	缶、ペットボトル飲料	1 台
③	下関港湾合同庁舎	【住所】 下関市東大和町 1 丁目 7-1	缶、ペットボトル飲料 食品	3 台 1 台
④	福岡港湾合同庁舎	【住所】 福岡市博多区沖浜町 8-1	缶、ペットボトル飲料 紙コップ飲料 食品	5 台 1 台 1 台
⑤	福岡空港税関支署 庁舎（一）	【住所】 福岡市博多区大字青木 739 番地	缶、ペットボトル飲料 食品	2 台 1 台
⑥	福岡空港税関支署 庁舎（二）	【住所】 福岡市博多区大字上臼井 606 番地	缶、ペットボトル飲料 食品	1 台 1 台

説明場所

門司税関総務部会計課国有財産係（門司港湾合同庁舎 3 階）電話 050-3530-8325

下関税関支署総務課（下関港湾合同庁舎 2 階）電話 083-266-5376

博多税関支署総務課（福岡港湾合同庁舎 2 階）電話 092-263-8332

福岡空港税関支署総務課（福岡空港国際線旅客ターミナルビル 2 階）電話 092-477-0100